「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「又は被現物出資法人に」を「、被現物出資法人又は被現物分配法人に」に、「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同項第一号中「合併法人（合併により設立したものを除く。以下この号において同じ。）、分割承継法人（分割により設立したものを除く。以下この号において同じ。）又は被現物出資法人（現物出資により設立したものを除く。以下この号において同じ。）でその合併等（合併、分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）を総額方式等適用年度において行つたもの」を「総額方式等適用年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該総額方式等適用年度開始の日の前日から当該総額方式等適用年度終了の日の前日までの期間においてその残余財産が確定したものに限る。以下この号及び次項において同じ。）に係る合併法人（合併により設立したものを除く。以下この号において同じ。）、分割承継法人（分割により設立したものを除く。以下この号において同じ。）又は被現物出資法人（現物出資により設立したものを除く。以下この号において同じ。）又は被現物分配法人」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同号ロ中「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、「合併等の日」の下に「（当該合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」を加え、同項第二号中「合併法人等でその合併等を売上調整年度において行つたもの」を「売上調整年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該売上調整年度のうち最も古い売上調整年度開始の日の前日から当該総額方式等適用年度の前連結事業年度終了の日の前日までの期間においてその残余財産が確定したものに限る。以下この号において同じ。）に係る合併法人等」に改め、同号ロ中「（分割又は現物出資の日」を「（分割、現物出資又は現物分配の日（現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。以下この号及び次項において「分割等の日」という。）」に、「当該分割又は現物出資の日」を「当該分割等の日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「。次項及び第二十七項」を「。次項、第二十八項及び第三十項」に、「、次項及び第二十七項」を「、次項及び第二十八項」に、「以下第二十七項まで」を「以下第二十八項まで」に改め、「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項の次に次の一項を加える。

23　法第六十八条の九第九項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人（第十九項の現物分配に係る被現物分配法人であるものに限る。）が、当該現物分配により試験研究用資産（同条第十二項第一号に規定する試験研究の用に供される資産をいう。以下この項及び第三十項において同じ。）の移転を受けていない場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をしたとき（当該被現物分配法人の当該現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第二十七条の四第十六項の届出をしたときを含む。）は、当該現物分配については、第十九項の規定は、適用しない。

第三十九条の三十九の二第三項中「第六十八条の九の二第四項第一号に定める金額のうち同号の平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額とみなされて法人税の額から控除された金額及び同項第二号から第四号まで」を「第六十八条の九の二第四項各号」に、「同項第一号に定める金額のうち同号の平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額とみなされて法人税の額から控除された金額及び同項第二号から第四号まで」を「同項各号」に改め、同条第四項中「同条第四項第一号に定める金額のうち同号の平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされて法人税の額から控除された金額及び同項第二号から第四号まで」を「同条第四項各号」に、「並びに同項第一号に定める金額のうち同号の平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされて法人税の額から控除された金額及び同項第二号から第四号まで」を「及び同項各号」に改め、同条第五項第一号中「第三十項第一号」を「第三十二項第五号」に、「第三十項第二号」を「第三十二項第二号」に、「第三十項第四号（第三十一項から第三十三項まで」を「第三十二項第四号（第三十三項から第三十五項まで」に、「読み替えられた第三十項第四号」を「読み替えられた第三十二項第四号」に、「第三十項第七号（第三十四項において準用する第三十三項から第三十五項まで」を「第三十二項第七号（第三十六項において準用する第三十三項から第三十五項まで」に、「読み替えられた第三十項第七号」を「読み替えられた第三十二項第七号」に改め、同項第三号及び第四号中「第三十項第四号」を「第三十二項第四号」に、「第三十項第七号」を「第三十二項第七号」に改め、同条第七項中「（第二号に掲げる場合には、その期間内に開始した各事業年度）」を削り、「次の各号に掲げる場合」を「連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九の二第三項第一号に定める金額（同号に規定する各事業年度のうち平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に係るものに限る。）又は同項第二号に定める金額（同号に規定する他の連結事業年度に係るものに限る。）が法第六十八条の九の二第一項及び第二項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する同項の調整前連結税額から控除された場合」に、「当該各号に定める金額」を「当該各連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額として第十二項の規定により読み替えられた前条第三十二項第三号又は第四号（第十三項から第十五項までに規定する場合に該当する場合においてこれらの規定によりみなして適用するときを含む。）の規定により計算された金額」に改め、同項各号を削り、同条第十項中「（第二号に掲げる場合には、その期間内に開始した各事業年度）」を削り、「次の各号に掲げる場合」を「連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第六項の規定による控除をしても控除しきれない金額（法第六十八条の九の二第六項において準用する同条第三項第一号に定める金額（同号に規定する各事業年度のうち平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に係るものに限る。）又は同項第二号に定める金額（同号に規定する他の連結事業年度に係るものに限る。）を含む。）が法第六十八条の九の二第一項及び第五項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第七項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する同項の調整前連結税額から控除された場合」に、「当該各号に定める金額」を「当該各連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額として第十二項の規定により読み替えられた前条第三十二項第六号又は第七号（第十六項において準用する第十三項から第十五項までに規定する場合に該当する場合においてこれらの規定によりみなして適用するときを含む。）の規定により計算された金額」に改め、同項各号を削り、同条第十二項中「前条第三十項の」を「前条第三十二項の」に改め、同項第一号中「前条第三十項第一号」を「前条第三十二項第一号」に改め、同項第二号中「前条第三十項第二号」を「前条第三十二項第二号」に、「第三十項第四号」を「第三十二項第四号」に、「第三十項第七号」を「第三十二項第七号」に改め、同項第三号中「第三十項第一号」を「第三十二項第一号」に、「第三十項第五号」を「第三十二項第五号」に、「第三十項第二号」を「第三十二項第二号」に、「第三十項第四号（第三十一項から第三十三項まで」を「第三十二項第四号（第三十三項から第三十五項まで」に、「読み替えられた第三十項第四号」を「読み替えられた第三十二項第四号」に、「第三十項第七号（第三十四項において準用する第三十一項から第三十三項まで」を「第三十二項第七号（第三十六項において準用する第三十三項から第三十五項まで」に、「読み替えられた第三十項第七号」を「読み替えられた第三十二項第七号」に改め、同項第四号中「第三十項第四号」を「第三十二項第四号」に、「第三十項第七号」を「第三十二項第七号」に改め、同条第七項中「（第二号に掲げる場合には、その期間内に開始した各事業年度）」を削り、「次の各号に掲げる場合」を「連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第三項第一号に定める金額（法第六十八条の九第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する同項の調整前連結税額から控除された場合」に、「当該各号に定める金額」を「当該各連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額として第十二項の規定により読み替えられた前条第三十二項第三号又は第四号（第十三項から第十五項までに規定する場合に該当する場合においてこれらの規定によりみなして適用するときを含む。）の規定により計算された金額」に改め、同項各号を削り、同条第十項中「（第二号に掲げる場合には、その期間内に開始した各事業年度）」を削り、「次の各号に掲げる場合」を「連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第六項の規定による控除をしても控除しきれない金額（法第六十八条の九の二第六項において準用する同条第三項第一号に定める金額（同号に規定する各事業年度のうち平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する他の連結事業年度に係るものに限る。）を含む。）が法第六十八条の九の二第一項及び第五項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第七項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する同項の調整前連結税額から控除された場合」に、「当該各号に定める金額」を「当該各連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額として第十二項の規定により読み替えられた前条第三十二項第六号又は第七号（第十六項において準用する第十三項から第十五項までに規定する場合に該当する場合においてこれらの規定によりみなして適用するときを含む。）の規定により計算された金額」に改め、同項各号を削り、同条第十二項中「前条第三十項の」を「前条第三十二項の」に改め、同項第一号中「前条第三十項第一号」を「前条第三十二項第一号」に改め、同項第二号中「前条第三十項第二号」を「前条第三十二項第二号」に、「第三十項第四号」を「第三十二項第四号」に、「第三十項第七号」を「第三十二項第七号」に改め、同項第三号中「第三十項第一号」を「第三十二項第一号」に、「第三十項第五号」を「第三十二項第五号」に、「第三十項第二号」を「第三十二項第二号」に、「第三十項第四号（第三十一項から第三十三項まで」を「第三十二項第四号（第三十三項から第三十五項まで」に、「読み替えられた第三十項第四号」を「読み替えられた第三十二項第四号」に、「第三十項第七号（第三十四項において準用する第三十一項から第三十三項まで」を「第三十二項第七号（第三十六項において準用する第三十三項から第三十五項まで」に、「読み替えられた第三十項第七号」を「読み替えられた第三十二項第七号」に改め、同項第四号中「第三十項第四号」を「第三十二項第四号」に、「第三十項第七号」を「第三十二項第七号」に改め、同条第七項中「（第二号に掲げる場合には、その期間内に開始した各事業年度）」を削り、「次の各号に掲げる場合」を「連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第三項第一号に定める金額（同号に規定する各事業年度のうち平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に係るものに限る。）又は同項第二号に定める金額（同号に規定する他の連結事業年度に係るものに限る。）を含む。）が法第六十八条の九の二第一項及び第二項の規定により読み替えられた